

【看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み事項】

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しております。

患者様、ご家族様の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

■看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者
総務部長：橋口 晋

- (2) 看護職員の勤務状況の把握等

勤務時間

- ・平均 週 40 時間
- ・連続勤務 5 日以内
- ・勤務状況、有給取得率、時間外業務の把握

夜勤に係る配慮

- ・夜勤明けの翌日は原則休みとする
- ・夜勤回数は平均 5 回以内／月
- ・勤務希望に沿った予定の作成
- ・仮眠時間の確保
- ・看護補助者の夜間配置

- (3) 多職種からなる役割分担推進のために委員会及び会議開催
 - ・業務改善プロジェクト会議（1 回／4 カ月）※年 3 回
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
 - ・計画の策定、年 1 回の見直し、職員への周知（部署内掲示）
- (5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開
 - ・院内に掲示、ホームページ上公開

令和 4 年 5 月 1 日
医療法人 玉水会